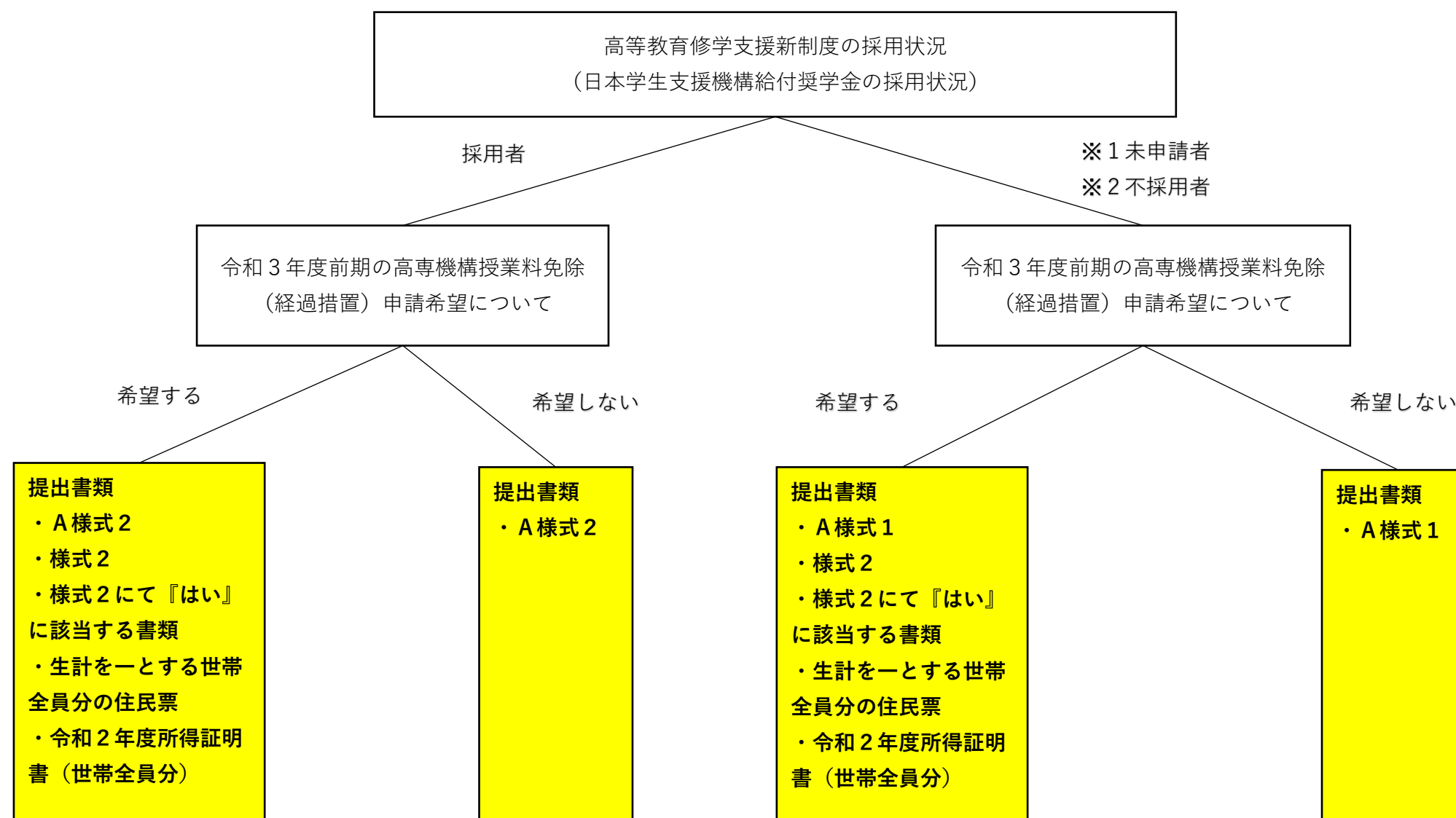


## 〈参考〉令和3年度前期授業料免除申請提出書類フローチャート（専攻科生）



### 高専機構授業料免除（経過措置）を希望する学生への注意点

- ・住民票等の証明書類は令和3年4月1日以降のものを提出してください
  - ・所得証明書は、令和3年度のを提出してください。（令和3年6月以降に取得可能）
  - ・生計を一とする住民票など、取得忘れの無いようお願いします。生計を一とする世帯には、以下の3点も含まれます。
- ①ご兄弟の就職状況に関わらず、同一住居に居住している。 ②就学等のために生計維持者と一時別居をしている（一人暮らし、寮生）。 ③生計維持者が単身赴任等をしている。

※1 高等教育の修学支援新制度の授業料免除に申請を希望される方で、まだ、日本学生支援機構給付奨学金に申請されていない方は、4月に日本学生支援機構給付奨学金の説明会を行います。必ず、説明会に参加し給付奨学金の申請を行ってください。申請がない場合は、不採用となり授業料免除が受けられませんのでご注意ください。

※2 令和2年度後期在学採用申請者、令和3年度予約採用申請者のうち家計基準による不採用となった方について、家計の基準は、令和2年度後期に行った審査基準（令和2年度の課税情報）と同じ基準で審査を行います。そのため、令和2年度の課税情報の修正申告等、令和2年度の税情報の変更を行っていない限り、今回申し込んでいただいたとしても、前回と同様の理由で不採用となります。なので、前回不採用の方は、申請時に受付を行わない場合がございますので、あらかじめご了承ください。